

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	国民健康保険料の年金からの特別徴収について
----	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第17条第1項第4号（電子計算機の外部結合）

（担当部課：地域文化部国保年金課）

担当係 庶務係

担当者 谷脇

内線（2718）

事業の概要

事業名	国民健康保険料の年金からの特別徴収
担当課	地域文化部国保年金課
目的	国民健康保険法が改正されたため、保険料の年金からの特別徴収を実施する
対象者	老齢もしくは退職、障害または遺族年金給付者で、年額18万円以上の年金給付があり、世帯員全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯の世帯主
事業内容	<p>国民健康保険法及び同法施行令の改正により、年金からの特別徴収が義務化されたため、国民健康保険料の年金からの特別徴収制度を実施する。制度の施行は平成20年4月からだが、新宿区はシステム改修が間に合わない場合の経過措置を適用し、平成20年10月からの実施を予定している。</p> <p>年金保険者から送付された65歳以上75歳未満で年額18万円以上の年金を受給している特別徴収候補者のうち、国保加入世帯員全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主を除く）が対象となる。ただし、介護保険と国民健康保険の保険料合算額が年金受給額の1/2を超える場合は特別徴収を行わない。</p> <p>なお、特別徴収開始まで（20年4、6、8月分天引き）は、別紙、結合される情報項目のうち各種区分に特別徴収非対象、各種金額1及び2に0と入力し、伝送する。</p> <p>1. 特別徴収の対象者に該当するかどうかの把握は、年金保険者（社会保険庁等）において毎年6回行われ、対象情報が区あてに送付される。</p> <p>（1）年次処理（1回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月把握（4月1日現在特別徴収対象者）対象者は、10月から特別徴収を開始する。 <p>（2）捕捉（追加）処理（5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するようになった人が、年度途中（6月把握・8月把握・10月把握・12月把握・2月把握）で対象情報が送付される。 <ul style="list-style-type: none"> 65歳到達後、新たに年金の裁定を受けた人 すでに年金をうけており、65歳に到達した人 住所変更を行った特別徴収対象者 ・6月把握（4月2日～6月1日まで）は、12月開始となるが、区の判断で翌年4月開始とする。 ・8月把握（6月2日～8月1日まで）は、翌年2月開始となるが、区の判断で翌年4月開始とする。 ・10月把握（8月2日～10月1日）は、翌年4月開始となる。 ・12月把握（10月2日～12月1日）は、翌年6月開始となる ・2月把握（12月2日～翌年2月1日）は、翌年8月開始となる。 <p>2. 年金保険者は、特別徴収対象者の氏名・住所・年金種類等の受給者情報をそれぞれの把握時期に判定し、指定された期日までに区に情報を送付する。</p> <p>3. 区は、年金保険者からの通知にもとづき、特別徴収対象者と対象年金種類を確定し、支払回数割保険料等とあわせて、期限までに年金保険者に通知する。</p> <p>4. 特別徴収対象者に対して、区は、特別徴収を行う旨と対象年金種類・支払回数割保険料額等を通知する。</p> <p>さらに、年金保険者は、支払回数割保険料額を特別徴収開始月以後最初の支払日（年次処理では、10月以後最初の支払日）までに通知（支払通知書に記載）する。</p> <p>5. 年金保険者は、特別徴収額を徴収月の翌月10日までに区に納める。</p> <p>6. 区で特別徴収を中止する場合は、本人と年金保険者に通知する。（年金保険者は、通知日以降の特別徴収は行わない。）</p> <p style="text-align: center;">年金保険者で中止する場合は、区に通知があり、その翌月以降は特別徴収を行わない。</p>

件名 国民健康保険料の年金からの特別徴収実施のための外部結合について

保有課(担当課)	地域文化部国保年金課
登録業務の名称	国民健康保険
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	対象者)世帯員全員が65歳以上75歳未満で構成される世帯の世帯主 項目)レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、基礎年金番号、年金コード、生年月日、性別、カナ氏名、漢字氏名、郵便番号、カナ住所、漢字住所、各種区分、処理結果、後期移管コード、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、共済年金証書記号番号
結合の相手方	東京都国民健康保険団体連合会
結合する理由	年金からの特別徴収制度義務化に伴い、国民健康保険法施行令に基づき東京都国民健康保険団体連合会との間で、データを受け送付する。その手段として、現在介護保険課で給付事務として使用中の東京都国民健康保険団体連合会と接続されている専用PC及び回線(ISDN)を利用して、データの伝送を使用したほうが、安全かつ迅速に事務が行えるため、結合したい。
結合の形態	ISDN回線を使用した専用パソコンによるデータの送受信 (介護保険課既設置専用パソコンを共用)
結合の開始時期と期間	平成19年12月上旬月から以降継続 (特別徴収実施20年10月予定)
情報保護対策	平成16年より介護保険事務に係る電子計算組織の結合にあたっては、「新宿区個人情報保護条例」を遵守し、以下のとおり保護措置を講じている。 (1) 国保連の受付け専用サーバと1対1で接続する。 (2) 使用するパソコンは国保連との伝送専用とする。 (3) グループセキュリティサービスにより、専用回線と同等の安全性を確保する。 (4) 送信する交換情報ファイルは暗号化し、盗聴、改ざんを防ぐ。 (5) システムについては、不正なアクセスを防ぐファイアウォールを設ける。 また、ウイルス対策ソフトを導入して、システム及びデータの保護を図る。 (6) システムの操作については、PC本体へのログオン時、回線接続時、伝送ソフトへのログイン時それぞれにパスワード等で確認措置をとり、適正な権限を持っているかチェックを行う。 (7) 「新宿区情報セキュリティ」を遵守する。 東京都国民健康保険団体連合会の講じている保護措置 (1) 回線番号による所在チェックを行う。 (2) ユーザID、パスワードによる利用者チェックを行う。 (3) 送信する交換情報ファイルは、暗号化する。 (4) ファイアウォールによる部外者侵入の阻止を図る。 (5) 「東京都国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則」及び「東京都国民健康保険団体連合会電子計算処理データ保護管理規程」を遵守する。